

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5期計画（変更）（案）の概要

1 第二種特定鳥獣管理計画の位置づけ

この計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2に基づき、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画を都道府県知事が定めることができるものである。

現在、本県が策定しているイノシシ第二種特定鳥獣管理計画 第5期計画の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。

2 変更の理由

県内におけるイノシシによる人身被害件数は、令和4年度に9件生じており、令和3年度の2件から増加していることから、狩猟による捕獲頭数の増加を図るため、イノシシの狩猟期間の終期を延長する。

3 変更の内容

イノシシの狩猟期間

変更前 11月15日から3月15日まで

変更後 11月15日から3月31日まで